

再意見書

平成 23 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号

(ふりがな) ながさきけんごとうしとみえちやうとみえ

住所 長崎県五島市富江町富江 1 9 1

(ふりがな) かぶしきがいしゃごとうてれび

だいひやうとりしまりやく とみかわ よしお

氏名 株式会社五島テレビ

代表取締役 富川 吉夫

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 1 月 25 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

弊社は、長崎県五島市において、地域住民の皆様にケーブルテレビを提供しています。報道等により、平成23年度以降の加入光ファイバの接続料等が議論されていることを知りましたので、下記のとおり意見を申し上げます。

■分岐端末回線単位の接続料について

「光の道」構想に係るタスクフォースの最終報告書において、超高速ブロードバンドについては、競争環境の中での民間主導による整備が原則であるとされております。

その考えに立てば、民間事業者が経営リスクを負ってサービス提供を行うには、サービストータルで採算が取れている必要があると考えますが、パブリックコメントにおいて、一部事業者は分岐端末回線単位の接続料設定を要求しており、その要求を満たす接続ルールが採用された場合、NTT西日本・東日本等の設備構築事業者が過剰な設備投資リスクを負うことを余儀なくされ、更に都市部において採算性を度外視するような価格競争に陥れば、NTT西日本・東日本等の設備構築事業者が適正なコスト回収を行うことができず、結果的に未整備地域等でのサービス提供に大きな障害となることを危惧しております。

したがって、弊社としては、健全な競争環境を歪めることとなる分岐端末回線単位の接続料の設定については反対いたします。

■ICTの利活用促進について

我々がサービスを行っている五島市では、現時点では、民間事業者単独によるブロードバンドサービスの提供が採算性の観点から難しいため、行政、住民、事業者が三位一体となり、国からの補助金も活用しつつ地域の情報化に取り組んでいます。

ただし、国からの補助金については、情報通信の敷設状況等によって超高速ブロードバンド整備の対象となる地域が限定されているため、五島市周辺部では自治体の光ファイバが整備されているにもかかわらず、補助金の対象外である五島市中心部は自治体の光ファイバが整備されておられません。

地方で事業を営む弊社からみれば、医療、教育、行政等に加え、漁業、農業等の地場産業の活性化に繋がるよう、ICT利活用を促進させることが我が国の経済を発展させ、豊かな社会を実現させることになると考えます。

加入光ファイバの接続料にかかるパブリックコメントであることは承知しておりますが、政府として、加入光ファイバの接続料議論に加え、豊かな社会の実現に向け、省庁の壁を越え、各分野の規制見直し等によるICTの利活用促進について最優先で取り組んでいただきたいと考えます。